

にしのみや市民祭り「大学コーナー」出店基準を下記の通りとします。

1. 参加資格

西宮市内の大学（市外大学であっても参加を認める場合があります。）に所属する学生を主体とするグループ。※業者を主体とする出店はできません。

2. 申込方法等

(1) 以下の書類を、**6月21日（金）**（※郵送の場合は必着、持参の場合は17時）までに、にしのみや市民祭り協議会（以下「市民祭り協議会」という）事務局へ提出してください。

・「大学コーナー参加申込書」（表面）及び「誓約書」（裏面）、「グループ構成員名簿」

内容をよくお読みいただき、必要事項を記入・押印してください。

・代表者の学生証のコピー

(2) 参加希望者が多数の場合は、会場スペースの都合上、出店の可否について抽選にて決定する場合がありますことをご了承ください。

(3) **8月5日（月）16時**より、説明会を開催いたしますので、必ずご出席ください。

3. 販売する商品・方法

販売する商品・方法については、次の点に留意してください。

(1) 法令等に違反する物や、市民祭り協議会が適当でないと判断した物は販売できません。

(2) 内容は参加申込書のとおりとし、当日の変更は認められません。

(3) 飲食物を販売する場合は、事前に保健所へ届出が必要です。保健所が発行する臨時出店届出済票の写しを9月6日（金）までに、市民祭り協議会事務局まで郵送、FAXまたは持参してください。提出がない場合は出店できませんのでご注意ください。西宮市ホームページからも申請書をダウンロードすることができます（下記の西宮市ホームページ内の検索画面にて、60813009（ページ番号）を入力の上、検索を実行してください）。

【URL】<https://www.nishi.or.jp/>

※ 事務局への提出にあたっては、団体名を必ず記入してください。

(4) 販売価格は、市民祭りの趣旨に合わせ、できるだけ安価となるように設定してください。

(5) 飲食用の使い捨て容器については、プラスチック製以外（紙製など）の容器の使用をご検討ください。（プラスチック製容器の使用を禁止するものではありませんが、プラスチックのような環境負荷が高い素材の製造・使用が、世界的に見直されている中、にしのみや市民祭りにおいても、持続可能な社会の実現のため、環境負荷の少ないイベント運営に取り組んでおりますのでご協力をお願いいたします。）

4. 出店場所等

(1) 出店場所は、市民祭り協議会で決定させていただきます。出店位置については例年の六湛寺公園南側と異なる場合がございますのでご了承ください。

(2) 場所割りは前日に行います。下見は午後3時から可能です（市民祭り準備関係車両との事故に注意してください。なお、前日が雨天のため場所割りができない場合は下見ができません）。

5. ブース

(1) 出店場所は間口約3.6m×奥行き約2.7mのスペースで、通路として後ろに約1.0mのスペースがあります。

- (2) 出店場所、照明、コンセント（差込み口が2つのものに限る）は市民祭り協議会で用意します。また、テント（3.6m×2.7m）及び机2台、椅子4脚、消火器は市民祭り協議会で用意しますが、それ以外は各出店者でご用意ください。
- (3) 火気の使用については当日、消防局の立入検査があります。火気設備を使用する団体は必ず参加申込書に使用器具を記入し、（消火器を協議会で用意します）、それ以外の団体も水バケツを各自用意の上、設置してください。また、ガスを使用する場合は、接続部両端ともガス管止めで固定してください。
- (4) 水道は六湛寺公園内の2ヶ所のみです。※左記水道でも洗い物等はできません。
- (5) 水、油などを使用するときは、隣接店に影響を及ぼさないよう機材の配置を考慮し、必要に応じて仕切り板等を設置してください。
- (6) テント、照明、コンセント（差込み口が2つのものに限る）の設置は市民祭り協議会で行いますが、レイアウト、看板等は、自主的に企画、設営してください。
- (7) 会場内及びテント前方には照明を設置しますが、出店ブース内には設置しません。出店ブース内で照明が必要な場合、各団体で用意してください。
- (8) 必要に応じて延長コードを用意してください。

6. 出店時の注意事項

- (1) 設置及び撤去は、出店者の責任で行ってください。
- (2) 電気容量に限りがありますので、電気使用は出店に不可欠なものに限定してください。
- (3) 当日のコンセント数、電気容量の追加には対応できません。また、申込書提出後の変更に関しては対応いたしかねます。
- (4) 市民祭り終了まで販売できる数量を準備し、早めに出店を終えることは避けてください。
- (5) 祭り終了の30分前（18時）から、店舗撤収の準備を開始してください。
- (6) 来場者との事故を避けるため、撤収開始時刻や資材搬出の車両入場について、警備担当から指示をします。必ず従ってください。指示後、速やかに駐車場から車両を出してください。
- (7) 祭りの終了後は、ただちに清掃を行い、廃棄物は持ち帰ってください。

7. 当日スケジュール（予定）

10月26日（土）

- | | |
|-------|--|
| 8:00 | 出店物品・資材等の搬入開始 |
| 10:00 | 市役所前線車両通行止め開始、設営開始
※ 車両は場外へ退出してください（時間厳守）。許可車両は別に指定する駐車場へ移動させてください。 |
| 10:30 | 送電開始 |
| 11:00 | 出店時間開始 |
| 18:00 | 店舗撤収開始 |
| 18:30 | 送電終了 |
| 19:00 | 市役所前線車両通行止め解除 |
| 20:00 | 店舗撤収完了 |

※ 電気工事関係者が送電開始前にチェックのため巡回します。これを終われば使用可能です。

※ 交通規制が、19時に解除になりますので、資材搬出はそれ以降になります。また、資材搬出の車両入場について、警備担当から指示をします。また、20時までには搬出を完了してください。

※ 店舗撤収時間は18時から20時です。時間を厳守してください。

8. 悪天候等による中止決定と連絡体制

(1) 悪天候等、祭りの開催が困難と市民祭り協議会が判断した場合は中止いたします(小雨決行)。

なお、中止の場合に発生した一切の損失について、市民祭り協議会では責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 開催可否の決定は前日15時を目処に行い、同17時頃までに中止の場合のみ市民祭り協議会から参加申込書記載担当者携帯電話の番号に電話連絡します。

なお、この時点で「開催」と決定した場合でも、その後の天候の急変等により祭りを中止する場合がありますので予めご了承ください。

厳守事項

- ・ 建物・公園等の施設を汚損・破損しないこと
- ・ 会場の風紀を乱さないこと
- ・ 決められたルールを厳守のこと（担当者等にも周知のこと）
- ・ 出店に際しては、関係機関・協議会役員・担当事務局の指示に従うこと
- ・ 出店できなくなった場合は、ただちに事務局まで連絡のこと

にしのみや市民祭り協議会事務局
〒662-8567
西宮市六湛寺町10番3号
西宮市市民協働推進課内
TEL：0798-35-3764
FAX：0798-23-5551